

第 7 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和3年9月30日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和3年9月30日(木曜日)

午前9時58分開議  
 午前10時36分休憩  
 午前10時43分開議  
 午前11時53分休憩  
 午前11時57分開議  
 午前11時59分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第11号)
- 議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 報告第13号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第14号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第15号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第16号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第17号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第18号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第19号 一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について

- 報告第20号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第21号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(7人)

委員長 松村秀逸  
 副委員長 大平雄一  
 委員 城下広作  
 委員 松田三郎  
 委員 鎌田 聡  
 委員 西村尚武  
 委員 坂梨剛昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡  
 政策審議監 小原雅之  
 環境局長 波村多門  
 環境政策課長 江橋倫明  
 水俣病保健課長 原田義隆  
 首席医療審議員 山口喜久雄  
 水俣病審査課長 枝國智子  
 環境立県推進課長 吉澤和宏  
 環境保全課長 西村浩一  
 自然保護課長 前田 隆  
 循環社会推進課長 小原正巳  
 くらしの安全推進課長 田元雅文  
 消費生活課長 福永公彦  
 男女参画・協働推進課長 木村和子

人権同和政策課長 鈴 和 幸  
 商工労働部  
     部 長 三 輪 孝 之  
     政策審議監  
 兼商工雇用創生局長 上 田 哲 也  
     産業振興局長 内 藤 美 恵  
     商工政策課長 市 川 弘 人  
     商工振興金融課長 増 田 要 一  
     労働雇用創生課長 中 川 博 文  
     産業支援課長 受 島 章 太 郎  
     政策監 辻 井 翔 太  
 エネルギー政策課長 上 塚 恭 司  
     企業立地課長 工 藤 晃  
 観光戦略部  
     部 長 寺 野 慎 吾  
     政策審議監 府 高 隆  
     観光交流政策課長 久 原 美 樹 子  
     観光企画課長 脇 俊 也  
     観光振興課長 川 寄 典 靖  
     販路拡大ビジネス課長 池 田 健 三  
 企業局  
     局 長 國 武 慎 一 郎  
     総務経営課長 亀 丸 明 弘  
     工務課長 伊 藤 健 二  
 労働委員会事務局  
     局 長 谷 口 誠  
     審査調整課長 舟 津 紀 明

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり  
 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時58分開議

○松村秀逸委員長 ただいまから第7回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回も新型コロナウイルス感染症対策とし

て、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて、議案等に関する説明を求めるとします。

まず、環境生活部議案の審査を行い、休憩を挟みまして、商工労働部、観光戦略部の議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして、付託議案の採決を行います。

それでは、環境生活部の議案についての説明をお願いしますが、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、令和2年7月豪雨災害に関連した公費解体の進捗状況について御説明いたします。

23の市町村で実施しております公費解体は、8月末時点で申請件数2,430件のうち、70%以上となる1,725件の解体が完了しております。

工事の発注率も95%を超えており、12月末の処理完了に向け、引き続き、被災市町村をしっかりと支援してまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係1件、報告2件でございます。

経済環境常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、第1号議案の令和3年度熊本県一般会計補正予算でございます。

この表の補正額(B)の一番下でございますが、総額3,000万円余の増額をお願いしております。

この主な内容は、流水型ダムの環境アセス

メントに係る審査やコロナ禍で困窮している女性に対する支援に要する経費等でございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和3年度の予算総額は、182億5,100万円余となります。

そのほか、今回提出しております関係議案は、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団など、県出資団体の経営状況の報告2件でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

経済常任委員会説明資料の7ページをお願いいたします。

報告第13号、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊にございます法人等の経営状況を説明する書類のインデックス1番、番号1番で御説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

当財団の沿革ですが、水俣・芦北地域の再生、振興に関する事業や国の施策に基づくチッソへの金融支援を行うために設置されたもので、左側の枠囲みにあります3つの財団、これが平成12年に統合した後、平成24年に公益財団法人に移行して現在に至っております。

当財団は、右の枠内にありますとおり、3つの財団の基本財産計80億円の運用益等によりまして、各種の助成事業や貸付事業を行っております。

3ページをお願いいたします。

令和2年度決算における事業報告ですが、枠内にありますとおり、地域振興事業をはじめ、もやい直しセンター運営費、環境技術研究開発、福祉対策の4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行っております。

このページから8ページの上段までに助成事業の実績を掲載しております。

そして、続く8ページの下段から10ページにかけては、チッソに対する貸付けと債権管理の状況を記載しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

決算報告でございます。

まず、貸借対照表の資産の部でございますけれども、普通預金や国債等の有価証券、チッソへの貸付債権等を合計しまして、資産は、中ほどの欄に記載しておりますとおり、合計1,128億円余でございます。

右の増減欄、前年度から13億円余の増となっておりますけれども、これは、主にチッソへの一時金貸付金に係る利息が債権として増加したことによるものでございます。

次に負債の部でございますけれども、助成金の未払い金やチッソへの設備投資資金貸付のための県からの借入金等を合計しまして、合計、下から10行目ほどにございますけれども、95億円余でございます。

前年度と比較しまして2,900万円余の増となっておりますけれども、これは、助成事業への支払いが年度内に完了しなかったため、一時金に未払い金が増加したことによるものです。

以上、資産から負債を差し引きました財団の正味財産合計は、下から2行目1,032億円余となっております。

次の12ページ、13ページは、正味財産の詳細となります。

以降の財産目録までにつきましては、説明は省略させていただきます。

少々飛びまして、19ページをお願いいたし

ます。

本年度の事業計画ですが、公益目的事業として、昨年度に引き続き4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行うこととしております。

次の20ページに予算書を掲載しております。

事業費の増減等ございますけれども、事業の基本的な組立ては前年度と変更ございません。

以上が水俣・芦北地域振興財団の経営状況の概要でございます。

今後も適切な法人運営がなされるよう努めてまいります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料に戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

公害対策費として、300万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄に記載しておりますが、水俣市にあります環境センター及び水俣病資料館等の高圧受変電設備において、定期検査で不具合が生じていることが分かりました。

30年経過した施設で改修が必要でございますので、調査設計を行うものでございます。

環境立県推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

公害対策費といたしまして、125万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄に記載しておりますが、川辺川で計画されている流水型ダム環境アセスメントに係る審査手続に要する経費でございます。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田自然保護課長 1ページおめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

補正予算として、観光費310万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

コロナ対策分となりますけれども、県有公園施設、上天草市と苓北町にありますビジターセンターに、非接触体温計や空気清浄機などを導入するものです。

自然保護課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原循環社推進課長 循環社推進課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

報告第14号、公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況についてでございます。

別冊の資料をお願いいたします。

法人等の経営状況を説明する書類でございます。

こちらのインデックス2、こちらから2枚おめくりいただきまして、1ページの1、事業概要報告書をお願いいたします。

Iの法人の概況の3ですが、事業内容を記載しております。

公共関与による管理型最終処分場エコアくまもとの運営によります廃棄物の処理を行っております。

続く2ページの中ほど、II、事業の状況をお願いいたします。

(1)は産業廃棄物処理業務です。令和2年度に約8,000トンを受け入れております。

また、(2)は災害廃棄物処理業務です。令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物を約1万2,000トン受け入れております。

次に、3ページをお願いいたします。

(6)に環境学習、施設見学を上げておりま

す。環境学習として7団体、211人を、また施設見学として68団体、473人を受け入れております。

続いて、決算報告につきまして、6ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。

表の上から3行目、(1)経常収益の2つ目、事業収益は、6億7,500万円余と、前年から5億4,000万円余の増となっております。これは、令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物、また産業廃棄物の受入れが増加したことによるものでございます。

このため、(2)の経常費用を差し引きました当期経常増減額は、大きな2番の経常外増減の部の項目の1つ上の欄でございますが、1億7,100万円余の黒字として記載をしてございます。

次に、11ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画でございます。

2、事業内容の(1)処分場運営に関する事業に記載のとおり、引き続き廃棄物を適正に受け入れながら、安全で安定的な運営に努めてまいります。

また、(2)地域に役立つ施設への取組としまして、環境教育の拠点としての取組も進めてまいります。

最後に、12ページから15ページにかけてまして、令和3年度予算について記載しておりますので、御覧いただければと思います。

なお、本年度も令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物の受入れを継続しておりますので、事業収支に大きく寄与するものと見込んでおります。

以上が財団の経営状況の御報告でございます。

今後も適切な法人運営に努めてまいります。

循環社会推進課は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございま

す。

補正予算説明資料の5ページをお願いいたします。

消費者行政推進費につきまして、134万円の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務者など生活再生の支援が必要な方々に対しまして、債務整理から生活再生までの一貫した支援を行うものでございます。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、事業の相談窓口への相談件数が増加しており、今年度第1四半期の新規相談件数は、昨年同時期の約1.3倍となっております。

このため、県民からの御相談にしっかりと対応していくため、相談員の増員を図るための経費を計上させていただいております。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

説明資料の6ページ、右側説明欄を御覧ください。

コロナ対策分で、補正予算案2件を計上させていただきます。

まず、くまもと県民交流館パレアの管理運営事業費として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、993万円の増額をお願いしております。

パレアにつきまして、さらなる感染防止対策を徹底し、利用者である県民の安全、安心を確保するため、非接触で自動体温測定が可能なサーマルカメラ、自動消毒液噴霧器、書籍除菌機などの機材導入費用をお願いするとともに、会議や講座開催、各センターへの相談時などにオンライン対応が可能となる機材導入等に要する経費も併せて計上させていただいております。

次に、男女共同参画推進事業費として、

1,200万円余の増額をお願いしております。

昨今のコロナ禍等の影響により、県内においても非正規雇用が多い女性の就業者数の減少や、また外出自粛等によるストレスを背景として、女性や子供に対するDV等の暴力、性犯罪、性暴力に関する相談が増加しています。

さらに、女性の自殺者数も増加傾向にあります。

このため、コロナ禍で孤独や孤立状態にある女性に寄り添って、悩みを聞き、必要な支援につなげていく相談会を県内のNPO等の育成支援に携わる民間団体に委託し、地元市町村や関係機関との連携の下、県北、県央、県南、天草の4か所で開催したいと考えています。

また、これらの相談会の開催により、各地域の女性支援団体やNPOなどの育成やネットワークの強化にもつなげてまいります。

なお、この事業は、国のNPO等を通じた孤独、孤立、自殺対策等パッケージ事業の一つとして県が非営利の民間団体に委託して行う場合に、国の地域女性活躍推進交付金から事業経費の4分の3の補助があり、さらに残りの県負担4分の1分のうち、80%が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となります。

男女参画・協働推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明してください。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

資料3ページ、環境保全課の新規で環境アセス、非常に簡潔過ぎる説明でしたので、これはたしか手続自体は国のほうでやるんでしょけれども、県のこの補正に上がっている分というのは、具体的にはどういう経費なんでしょうか。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

この経費につきましては、主に、今回新たな流水型ダムを計画されているための環境アセスのために審査してもらう委員がいらっしゃるわけですが、その委員の先生方への報償費及び現地視察のための旅費となっております。

○松田三郎委員 その審査していただく方は、別に国のほうで選ぶわけではなくて、何か、県が委託なり受けてやる今の審査員とおっしゃる……。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

この委員といいますのは、通常的环境アセス、法に基づく、あるいは条例に基づく環境アセスにおきましては、条例に基づいて環境審査の会をつくっておりますけれども、その審査会のメンバー、同じメンバーで構成された形で、新たなこの流水型ダムに係る環境影響評価審査会を立ち上げる予定としております。メンバーも条例に基づく審査会と同じようなものになっておりまして、手続としましては、全く法令と同じような審査の方法に基づいてやるものでございます。

○松田三郎委員 法アセスに準ずるということで、ある意味では正式な法アセスがないけれども、それにほぼ同等の部分というのを知事も要求されましたので、さっきおっしゃっ

た条例に基づくような水準を維持しようということだと思えますけれども、確認ですけれども、その条例に基づく委員と一緒にということは、国がそういう審査会をつくるんじゃないで、県が条例に基づいて、日頃ある審査会のメンバーを選任して、その報酬なり、視察の経費ということの理解でいいですか。

○西村環境保全課長 そのとおりでございます。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○藤本環境生活部長 少し整理して、補足します。

法に基づく、あるいは条例に基づくアセスの場合は、そのアセスの手續に、配慮書とか報告書とか準備書とか流れがあるんですけれども、その中で環境影響評価、今回お願いしている審査会、この意見を踏まえて知事意見をつくるということになっております。

ただ今回、委員おっしゃったように法アセスの対象外ということになったので、今あるこの審査会というのは使えない状況なんです。条例に基づく審査会というのは。

なので、今回同じメンバーで、同等ですので、別途、県で独自に審査会をつくって審査をする、知事意見を形成するため審査するためのその経費を要求させていただいているということでございます。

○松田三郎委員 分かりやすい、今のは分かりました。

手續も結構ですね、評価書とか何とかいっぱいあって、その都度か、定期的に、例えば県知事の意見を聞くとか、流域の市町村長。それには、やっぱり知事として判断する材料も必要でしょうから、それは別途、法令や条例には基づかないけれども、そのための組織の一部ということですね。

はい、分かりました。

○鎌田聡委員 すみません、ちょっと確認ですけれども、法と同等ということでやられるんですが、法の場合だったら、この審査会の人たちは、この県の条例に基づくメンバーで法の場合もやるんですか。そこを確認。

○西村環境保全課長 法に基づく環境アセスメントにつきましても、条例に基づく環境アセスメントにつきましても、現在条例に基づいて設置しております審査会において審査いたします。

○鎌田聡委員 仮に、これが、国が法に基づいてやりますとなった場合でも、この審査会の人たちがやるということによろしいですか。

○西村環境保全課長 そのとおりです。

○松村秀逸委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 その場合の費用あたりは、じゃあ国のほうが出すと、法に基づけばなるんですか。これは仮に125万円の旅費とか報償費は。これは、法アセスの場合もやっぱり県で出さぬといかぬ経費なんですかね。

○西村環境保全課長 事務は県の事務になっておりますので、費用、経費については県が全て出します。

○鎌田聡委員 じゃあ法のアセスでも同等で、今回のやつは必要な経費ということで理解していいんですね。

○西村環境保全課長 はい、そのとおりです。

○鎌田聡委員 分かりました。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 4ページと6ページです。

これ、せっかく予算が計上してあるから確認したいんですけども、例の非接触型の体温計ですね、どこでもいろいろあるんですが、結構種類がいっぱいあって、我々も、どこどこがこう……例えば、こういうときなんかは、ばらばらに課として違う製品を購入されるのか、それとも大体同じ形で統一して、協議して、価格も経費節減のために一括購入という形で割り振るのか、もう課ごとに関係なしに予算化していくのか、ちょっとどうなんでしょう。

○前田自然保護課長 予算は、要求するときに我々とか協議はさせていただいたんですけども、それぞれで買うことになると考えております。

○城下広作委員 今、答えが中途半端だから、それぞれに買うと……はっきり言ってもらわないと、次に言えないから。

○波村環境局長 物を選定する場合は、各課から出てきましたので、我々のほうで同じような物で、よりいい物を買おうということで選定しておりますが、購入手続は、それぞれ別々だというふうに聞いております。

○城下広作委員 なぜ聞いたかという、例えば、同じ製品だったら同じ目的ですと、一括購入すると経費が安い、今度は各課ばらばらでいい物をしようとする——私も制度というのがどこまでみんな統一でいいのかよく分かりませんが、そういう選び方も統一した基準なのか、いやもう各課任せているからどこをどう選ぶか、値段も結構差があ

るんですよ。そういうときに、その辺の共通項として、最低限度ここまでの基準はいるよなあとか、いわゆる実績とか、そういうことの基準があつて選ぶのかなと、それとも完全に買う者任せで自由でいいですよみたいな形になっているのか、それがいいのか悪いのかというのは疑問に思うので確認しました。それはどうなんですか。そういうところ。

○藤本環境生活部長 この予算要求するときに、私どもも話を各課から聞きまして、それぞれ施設によって広さですとか換気の具合とか、例えばパレオなんかはほとんど窓がないので換気が大事なんですけれども、ビジターセンターなんかは窓もあつたり入り口もオープンだったりするので、そういう状況が違う中で、ただ物はこういうのがいいというのが出てきたので、それはちょっと横並びでそろえると、同じような機能が果たせるように、窓がある、なしもありますので、そこを一応そろえて予算要求はしました。後は、今回お願いできれば、実際の手続になりますけれども、それはもう各課で入札なりしてやりますので、同等のやつをもちろん要求しますけれども、結果が同じ仕様の物は届くというふうに考えております。

○城下広作委員 分かりました。いい物を選んで、しっかりと価格のことも吟味しながら、予算ですから、その視点は大事なかなというふうに思います。

それともう1点、7ページ、報告2の分がありました。

例のエコアの分、この現在の残容量という、どれだけ、何パーセントぐらい今埋めて、どのくらい余裕があるのかと、現状をちょっと教えていただこうかなというふうに思います。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課で

ございます。

埋立量についてです。昨年度末終了時点で、容量の約4割が埋まっておる状況でございます。ちなみに、その多くは災害廃棄物になります。もう4分の3程度、それもほとんどが熊本地震ということになっております。

今年度末終わりますと、約半分ぐらいになるかというところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 災害のときに、この受皿があるということは非常に安心感があるということで、ここが本当にある意味では大分助かっているよなというような評価はできると思うんですよ。ですから、しっかりとこの管理もやっていただきたい、運営としてもしっかりと、経営的にもしっかりとやっていただきたいということで、要望しておきたいと思えます。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○西村尚武委員 1つだけ質問します。

説明資料の4ページの自然保護課。

観光費で、上天草、苓北で観光施設設備事業費314万1,000円ですか、コロナ対策分としてありますが、この感染防止対策のための機器等導入と、どういう機器なのか、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○前田自然保護課長 設備につきましては、先ほどもちょっと話が出ましたが、非接触型の体温計であるとか、空気清浄機であるとか、入って来るときにアルコールが自動に出る物とか、その3点の設備を導入しようということを考えております。

○西村尚武委員 どこまで感染防止に効果が

あるのかなという私は疑問がありまして、その割には、予算的に大きい小さいは別として、314万1,000円で足りるのかなという疑問があったものですから、質問させていただきました。

はい、分かりました。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 6ページですね、男女共同参画推進事業ということで、コロナで困窮している女性の相談会をやっていくということですけれども、これは何か民間団体に委託されてということでありまして、これは単発でやられるんですか、継続してずっと相談をやっていくのか、どういうやり方でやられるのか教えてください。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

事業の進め方でございますが、やはり相談会を開催するというのは、非常にハードルが高いものだというふうに私どもも認識しておりまして、まず事前に、この事業が生理用品等の生活必需品の配布ができるということになっておりますので、そういった生理用品等をパックにしまして、そこにその相談会の開催であったり、それからいろいろな相談先を周知するカードを入れて配布をします。

実際、相談会を4か所でやりますが、それも、いわゆる相談会という形で、相談員だけがいるのではなくて、カフェだったりキッズコーナーだったりをつくりまして、カフェにぶらっと来ていただいて、そこで生活必需品の配布もあって、相談したい方は相談をしていただく。さらに、相談につきましては、一般の相談支援だけではなく、弁護士であったり、それから心理療法士であったり、そういった専門の相談員さん、それから労働局の協力を得まして、求人票等も出させていた

いて、その就労支援のほうにもつなげられるような相談をやりたいと思っております。

○鎌田聡委員 ちょっと相談会と聞いたものですから、普通の就職相談会みたいな事柄と違う、先ほど中身聞けば、DVとか性犯罪、性暴力の被害とかいう話もありましたので、非常にデリケートでプライバシー保護が非常に必要な中身になりますから、ちょっとやっぱりやり方も工夫されてやっていかないと、民間さんにやっていただくことになると思いますけれども、その辺を、慣れた方だろうと思いますけれども、しっかりとやっぱり注意をされてですね。なかなかそういう会場に足を運びづらい方々が対象じゃないかなと思いますから、そういったことで苦しんでいる方の思いがきちんと引き出せるような対応、やり方を工夫していただきたいと思っておりますので、そこは要望しておきます。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 今のにちょっと関連してではあるんですけども、6ページで、この相談というのはどのくらいの件数が、例えばコロナ禍前と今というのと、もちろんコロナ禍だからこその相談というのが大前提であると思うんですけども、どのくらい増えているのかなと、教えてください。

○木村男女参画・協働推進課長 私どもの男女参画・協働推進課で相談室を持っておりまして、ライフという男女共同参画相談というものをしております。

これが、実は一昨年度と比較して、昨年度の相談件数がちょっと減っております。一昨年度が約1,600件の相談があつたんですが、昨年度は約1,200件ということで減っております。

ここら辺のはっきりした要因としては、よ

く分からないんですが、恐らく家族が外出自粛等で自宅にいる時間が長くなったと。そうすると、なかなかその相談自体がしづらいと。電話相談をしておりますので、電話をかけづらいといったような状況があつたのではないかなというふうに思っております。

ただ、性暴力被害のためのサポートセンター等ございますけれども、そういったところに対する相談件数は、一昨年度と昨年度を比較すると、約2倍に増えております。

それからDVにつきましては、まだ全体公表ができておりません。数字がまとまっておりますけれども、約1.1倍の相談件数となっております。さらに、自殺者の状況でいきますと、自殺者数は令和3年度に入りましてから、女性の自殺者がちょっと増加傾向にあるというような状況でありまして、すみません、うちの相談件数だけでは分からない部分があるんですけども、ほかのところでは増えているといったような状況がございます。

○坂梨剛昭委員 このような状況というのは、相談をしていただける方は、逆にいろいろ手を差し伸べることができるんですけども、実に本当に氷山の一角ではないのかなと。実際は、そのような状況ではなくて、家庭のほうから相談もできないような状況とか、もちろん民生委員とか周りの方々からの御報告があつての、こちらのほうから手を差し伸べることができるような環境があればいいんですけども、そういうふうな環境じゃないところが非常に多いんじゃないかなと。

大体実際はどのくらいの状況が、DVだったりとか性暴力だったりとか、そういうのがあるのかというふうなのは、例えば県として把握があるんでしょうか。相談に対して、本当はこのくらいの、実際はこのくらいあるのではないだろうかと、そういったデータみたいのはあるんでしょうか。

○木村男女参画・協働推進課長 相談件数につきましては把握がございますが、その潜在的な、相談には上がってこないものの状況というものにつきましては、ちょっとそこは非常に把握が難しいところかなと思っております。

○坂梨剛昭委員 子供とかを見れば、大体その家庭の環境とかがその背景に浮かぶところがあると思うので、保育園、幼稚園または小学校、中学校、まあ高校も含めて、そこら辺ともいろいろ連携をしながら対応できるような形ができればいいんじゃないかなというふうに思うので、そこも検討していただきたいなと思います。

これは要望で。

○松村秀逸委員長 要望ですね。

○木村男女参画・協働推進課長 すみません。今委員から御指摘いただきましたとおり、関係機関との連携というのが非常に大切だというふうに認識はしております、この事業におきましても地元の市町村であったり、それから関係団体、関係機関ですね、そういったものと連携をしようということで進めていきたいと思っておりますので、先生の御指摘を踏まえてしっかりやっていきたいと思っております。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

再開は、午前10時45分。

午前10時36分休憩

午前10時43分開議

○松村秀逸委員長 休憩前に引き続き会議を

開きます。

まず、前回の委員会以降に商工労働部で人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（商工労働部長、政策審議監～産業支援課  
政策監の順に自己紹介）

○松村秀逸委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

説明については、商工労働部、観光戦略部の順で説明をお願いします。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 改めまして、おはようございます。商工労働部でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢や新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害への対応につきまして、概略を申し上げます。

初めに、県内の景気、雇用情勢について、9月6日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、県内の景気は、厳しい状況にあるが、基調としては持ち直しているとされております。

また、雇用情勢については、本県の7月の有効求人倍率は7か月ぶりに減少に転じ、対前月比0.06ポイント減の1.35倍となりましたが、依然として全国平均の1.15倍を上回っております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症が県内経済に与える影響を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につま

しては、県民や事業者の皆様の御協力のおかげをもちまして、第5波による感染拡大は落ち着きつつあり、感染者数は減少傾向を維持しています。

このような状況を踏まえ、国のまん延防止等重点措置は、本日をもって解除されることとなりました。

しかし、熊本市においては、病床使用率が依然として高い水準にあることから、10月1日から10月14日までの期間を医療を守る行動強化期間として、一部の対策を継続していくこととしています。これにより熊本市内の飲食店に対しては、引き続き午後8時までの営業時間短縮を要請していますが、感染症対策に積極的に取り組んでいただいている認証店につきましては、通常営業を可能といたします。

商工労働部では、時短要請協力金や事業継続・再開支援一時金等をできるだけ速やかにお支払いするとともに、ポストコロナに向けた事業者の取組をしっかりと後押ししていくことにより、引き続き感染防止と経済活動のベストバランスを追求してまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてでございます。

被災された中小事業者等の復旧支援でございます。なりわい再建支援補助金については、9月6日に第5回目の交付決定74件を行いました。これまで、448件の申請に対し、類計308件、総額46億6,000万円の交付決定を行っています。

また、国による豪雨型の小規模事業者持続化補助金についても、熊本県内で累計577件が採択されております。引き続き、被災市町村や商工団体等と連携を密にし、事業者の皆様へ寄り添った支援を進めてまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

専決処分を含む予算議案が4件、報告関係

が6件でございます。

資料9ページをお開きください。

予算議案については、補正額(B)の欄の下端にございますとおり、一般会計で35億6,700万円余の増額補正をお願いしております。

この主なものとしては、中小企業融資制度による伴走型の資金繰り支援、ポストコロナに向けた地域企業の新分野展開を支援するための最新分析機器等の整備、地域共生型の再生可能エネルギー施設導入に向けた基礎調査に要する経費等がございます。

また、8月に行いました3回の専決処分により、時短要請協力金や事業継続・再開支援一時金に要する経費に係る増額補正を行っておりますので、御報告させていただきます。

このほか、県が出資する6つの法人についての経営状況も御報告いたします。

以上が、今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○市川商工政策課長 商工政策課でございます。

当課関係の議案について御説明いたします。

資料15ページを御覧ください。

まず、8月2日に専決させていただいた補正予算でございます。

営業時間短縮要請協力金事業についての増額補正です。

新型コロナウイルス感染症第5波により、県内でも7月下旬から感染者数が急増し、7月27日に、まず有明保健所管内の酒類提供飲食店に対して営業時間短縮要請を行い、その後、対象を熊本市全域及び有明、山鹿、菊池、御船、宇城、八代の各保健所管内の飲食

店等に拡大し、要請期間を8月22日までとしました。この要請に協力いただいた飲食店等に対して協力金をお支払いするため、81億7,300万円余の増額をさせていただいております。

次に、資料17ページをお願いします。

8月10日に専決させていただいた補正予算でございます。

こちら、営業時間短縮要請協力金事業の増額になります。

8月8日から国のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことに伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請の範囲を県下全域に拡大するとともに、期間を8月31日まで延長させていただきました。

これに応じて、協力金のお支払いに係る経費の増額が必要となり、60億1,900万円余の増額をしております。

次に、資料20ページをお願いします。

8月20日に専決させていただいた補正予算でございます。

こちら、営業時間短縮要請協力金事業の増額です。

まん延防止等重点措置が9月12日まで延長されたことに伴い、この延長された期間に係る協力金のお支払いに係る経費として、55億5,400万円余の増額をさせていただいております。

商工政策課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料お戻りいただきまして、10ページをお願いいたします。

補正予算として、中小企業振興費で33億4,000万円余の増額をお願いしております。

右側、説明欄をお願いいたします。

1つに、中小企業金融総合支援事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事

業者に対する県制度融資を活用した資金繰りの支援に要する経費でございます。

経営改善や事業再生に取り組む事業者が、金融機関などの支援機関の伴走型の支援の下、返済計画を見直すための借換えなどに円滑に取り組めるよう後押しをしております。

また、2つ目に、商工会青年部連合会全国大会補助事業として、毎年全国で開催されています全国大会が12月に本県で開催されることに伴い、開催経費の一部を助成するものでございます。

次に、資料の18ページをお願いいたします。

令和3年8月10日の専決処分の報告及び承認についてでございます。

中小企業振興費で5億3,000万円余の増額補正でございます。

右側説明欄のとおり、事業継続・再開支援一時金事業として、8月に国のまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、8月の売上げが減少した中小企業等の一時金による支援に要する経費でございます。

次に、資料の21ページをお願いいたします。

令和3年8月20日の専決処分の報告及び承認についてでございます。

中小企業振興費で4億9,000万円余の増額補正でございます。

右側説明欄のとおり、同じく事業継続・再開支援一時金事業として、まん延防止等重点措置が9月も適用されたことに伴い、9月分の支援に要する経費でございます。

なお、この8月、9月分の申請受付につきましては、明日、10月1日から行う予定でございます。しっかりと活用いただけるように周知をしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

ページ戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

右、説明欄の上段の技能向上対策費について、120万円の補正をお願いしております。

この外国人技能実習生技能向上支援事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに外国人技能実習生を確保することが困難になっていることから、実習生が受験する技能検定試験対策に係る研修費用の補助を通じまして、合格率の向上により実習生の本県への定着を図るために要する経費でございます。

次に、下段の職業能力開発校運営費について、27万円余の補正をお願いしております。

これは、高等技術専門校管理運営費ですが、これは——専門校の新型コロナウイルス感染症対策として、非接触式自動温度計等の設置に要する経費でございます。

次に、法人等の経営状況の報告を行います。

別とじの経営状況を説明する資料をお願いいたします。

3番目の熊本テルサの経営状況について御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

まず概要ですが、当財団は、平成8年に設立され、4、設立目的は、勤労者の福祉に関する事業を行い、県民の福祉の向上に寄与することとなっております。

6、基本財産は1億円で、県は7割の出資を行っております。

2ページをお願いいたします。

令和2年度事業状況報告書です。

1、総括に記載のとおり、年度当初は、経営体制を充実し、売上目標を達成する取組を進めていくこととしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で全館休業等により、売上げは大きく落ち込むこととなりまし

た。

感染症対策を徹底した会議室プランやテイクアウト商品の販売と併せて、管理費の運営見直しによる支出削減を行ったものの、結果として、年間売上高は3億1,742万円余と、昨年度と比較しまして57.2%の減少、当期純利益は1億5,036万円余の赤字となりました。

3ページをお願いいたします。

利用状況ですが、令和2年度は宿泊、レストラン、宴会、フィットネスクラブなど全体で約20万人と、昨年度と比較して47.6%の減少となりました。

4ページをお願いいたします。

令和2年度決算書でございます。

まず損益計算書ですが、最上段の1、売上高は、3億1,742万円余となり、(ウ)の列の前年度決算額と比べて4億2,445万円余り減少しました。

この結果、一番下の12、当期純利益でございますが、1億5,036万円余の赤字となりました。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表ですが、Ⅰの資産の部の合計は、ページ中段下ぐらいになりますが、資産合計5億2,788万円余で、昨年度から1,605万円余の増となっておりますが、これは感染症対応の運転資金として借入れを行ったことによる預金の増などによるものでございます。

Ⅱの負債の部の合計は、4億17万円余、その下のⅢ、正味財産の部は、合計は1億2,770万円余となっております。

6ページをお願いいたします。

1、令和3年度事業計画でございます。

1、総括に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して、安心して利用いただける環境整備を進め、売上回復と経費削減に向けて全力で取り組むこととしております。

7ページをお願いいたします。

2の令和3年度予算書ですが、長引くコロナの影響を勘案しまして、最上段の売上高を5億2,983万円余、最下段の経常利益は、5,418万円余の赤字を見込んでおります。

今年度も他のホテル等と同様に厳しい経営環境ではございますが、感染症対策をしっかり実施しながら、宿泊や宴会、会議について、売上増とともに、経費削減や各種支援策を活用し、対応していくこととしております。

熊本テルサの経営状況は以上でございます。

続きまして、次の雇用環境整備協会の経営状況をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

財団の概要でございます。

4の設立目的は、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与することとなっております。

5、基本財産1億円の全額及び6、運用財産28億円余のうち20億円を県が出資しております。

2ページをお願いいたします。

2ページから7ページが令和2年度実施の事業状況です。

協会では、講座・セミナー・育成事業や相談事業など4つの柱で、国、県の委託事業のほか、独自事業により高校生、大学生等を対象とした就職支援事業を実施しております。

次に、8ページをお願いいたします。

2、決算書のうち、正味財産増減計算書でございます。

まず、1、経常増減の部についてです。

基金の運用益と受託事業収入である経常利益の合計が7,166万円余でございます。

最下段の経営費用合計が7,256万円余であり、次の9ページ開いていただきまして、9ページ最上段の差引き額90万円余の赤字となっております。

また、9ページ最下段の正味財産期末残高

は、32億61万円余となっております。

飛びまして、14ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画です。

昨年度に引き続き集合型のイベントをオンライン式に切り替えるなど対応を行い、コロナ禍でも若年求職者と企業とが互いに接点を持つ機会創出に取り組んでまいります。

最後に、19ページをお願いいたします。

令和3年度における収支予算書でございます。

1の(1)経常収益の欄の合計は、7,447万円余を、ページ下のほうになりますが、経常費用の合計は、7,704万円余を見込んでおります。

事業見直しにより経費削減等に取り組むものの、事業収益の減少により、当期経常増減額は、一番下でございますが、257万円余の赤字を見込んでおります。

熊本県雇用環境整備協会は以上でございます。

続きまして、希望の里ホンダの経営状況の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

1ページの会社概要ですが、設立目的は、重度障害者の雇用の場の拡大で、本田技研、熊本県、宇城市の3者が出資して設立しております。

資本金5,000万円のうち、県が44%の2,200万円を出資しております。

2ページをお願いいたします。

令和2年度の事業報告です。

③の表、財産及び損益の状況を御覧ください。

直近4期の損益等を記載しております。

一番右の列の37期、令和2年度の売上高は、欧州、北米向けの二輪組立て事業の生産増によりまして、最上段の68億3,300万円余と、前年より5億788万円余の増収、2段目の経常利益ですが、2,870万円余と、1,930万

円余の増益となりました。

3ページをお願いいたします。

下段の④従業員の状況ですが、令和3年3月末時点で、従業員52名、うち障害者22名を雇用しております。

次に、飛びまして7ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画は、1、事業計画に記載のとおり、二輪及び四輪部品の生産増加が見込まれ、令和2年度と比べ3億3,190万円余の増、71億6,500万円余を見込んでおります。

以上、希望の里ホンダの説明を終わります。

労働雇用創生課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○受島産業支援課長 産業支援課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

産業技術センター費です。

県内中小企業のポストコロナ対応のための支援基盤整備事業として、1億7,076万円余をお願いしております。

産業技術センターにおきまして、ポストコロナに向けました地域企業の新技術、新分野展開やDX推進によります生産性向上などに関する支援ニーズに対応するため、7つの最新分析機器等整備に要する費用でございます。

続きまして、法人等の経営状況を説明する件を3件御説明いたします。

まず、報告第18号の公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類でございます。

別冊資料の1ページをお願いいたします。

当財団は、平成13年に当時の3つの法人が統合し設立された後、平成25年に公益財団法人へ移行し、名称をくまもと産業支援財団に変更しております。

9ページをお願いいたします。

事業及び会計体系図でございます。

この財団は、公益目的事業の中で、県内中小企業に対しまして、事業革新、販路拡大、産学連携を柱に、経営相談、指導、ビジネスマッチングの推進、研究開発事業化支援などを実施しております。

20ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

資産の部、一番下の欄の資産合計は、448億5,955万円余となり、2億481万円余の減となっております。

25ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

中段の当期経常増減額は、3,048万円余の赤字となっております。

主な要因といたしましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、田原塾あるいは火の国道場、プライバシーマーク研修会などの中止に伴いまして、受講料等が減少したことによるものでございます。

一番下の正味財産期末残高は、53億8,628万円余となっております。

少し飛びまして、39ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画でございます。

令和3年度は、新型コロナウイルスや豪雨災害の影響による資金繰り、あるいは販路確保などの相談、さらにアフターコロナを見据えました支援など、県内中小企業者が直面いたします課題解決に向けて、引き続き積極的に取り組んでまいります。

くまもと産業支援財団の説明につきましては以上でございます。

続きまして、報告第19号、一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類について御説明をいたします。

別冊資料の1ページをお願いいたします。

当センターは、5の業務概要の(1)にありますように、創業初期あるいは新分野進出期

の企業に対しまして、株式などを引受けをいたしまして資金提供を行う機関として、平成8年に県と地元金融機関等の出資により設立したところでございます。

4ページをお願いいたします。

令和2年度の事業実績でございます。

(2)事業別概要の①投資事業についてです。

下の表にありますとおり、令和2年度は、3社に対しまして5,500万円の投資を行っております。

また、令和3年度の投資案件として、令和2年度中に2件を決定しております。

5ページをお願いいたします。

これまでの投資実績の累計は、令和2年度末時点で108件、10億8,438万円余となっております。

次に、イ、保有株式等の処分についてでございます。

保有している株式につきまして、引受期間の10年が経過をいたしますと、原則として企業等に売却をいたします。

令和2年度は、計2,075万円を売却しております。

次に、投資事業以外の活動としまして、②起業化シーズの発掘及び事業化の支援に関する事業を行っております。主に、資金調達ですとか販路拡大、ビジネスパートナーの発掘等を行っております。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

一番最後でございますとおり、総資産は、17億9,170万円余となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

当期経常増減額につきましては、Iの1の最後にありますとおり、60万円余となっております。前年度と比較いたしまして288万円余の減となっております。

飛びまして、14ページをお願いいたしま

す。

令和3年度の事業計画でございます。

令和3年度も、引き続き、投資活動やベンチャーマーケットを開催いたしまして、中小企業の起業化の支援に努めてまいりたいと思っております。

起業化支援センターについては以上でございます。

続きまして、報告第20号、株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況でございます。

別冊資料の1ページをお願いいたします。

当センターの概要を記載してございますが、このセンターは、益城町のテクノリサーチパーク内で貸し工場の運営管理を行っております第三セクターでございます。

飛びまして、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

令和2年度は、全室入居の状況になっておりまして、その不動産収入が売上高となって4,896万円余でございます。

経常利益は1,317万円余、当期純利益は約834万円余となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の合計は、一番下の数字でございます11億6,132万円余でございます。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

令和3年度の事業収支予算でございます。

税引き前の当期純利益は、一番下の数字でございます726万円余の赤字を見込んでおりますが、この主な要因としましては、施設の外壁補修費に要します経費として、設備維持管理費が対前年度比で約2,000万円ほど増加するものでございます。

産業支援課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

委員会説明資料の13ページをお願いします。

補正予算として、工鉱業振興費で5,248万円余の増額をお願いしています。

右欄、説明のとおり、地域共生型再エネ導入に向けた基礎調査事業として、まずメガソーラーや陸上風力発電施設の地域共生に向けたゾーニングのための基礎調査に係る費用、それと再エネ施設との環境保全等に係る協定締結促進のための費用、またメガソーラーなど再エネ発電施設の設置状況調査の実施に要する経費でございます。

ポストコロナに向けた2050年ゼロカーボン社会くまもとの実現のため、地域と共生する再エネ施設導入の促進を図ってまいります。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○松村秀逸委員長 次に、寺野観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○寺野観光戦略部長 おはようございます。

観光戦略部関係の議案等の説明に先立ちまして、県内観光に対する新型コロナウイルス感染症の影響などについて御説明申し上げます。

まず、県内の主要宿泊施設影響調査における本年9月の宿泊客数は、感染拡大前の2019年同期と比べますとマイナス71%の見込みであり、依然として大変厳しい状況となっております。

現在、感染状況については減少傾向が継続しておりまして、本県におけるまん延防止等重点措置も本日をもって解除され、医療を守る行動強化期間に移行されるなど、これから段階的に対策の緩和が行われてまいります。

そのため、観光戦略部としましては、引き続き、必要な感染防止対策を講じながら、県内事業者への影響の最小化と地域経済の回復に向けた施策を進めてまいります。

第5波の影響によりまして、8月3日以来一時停止をしておりました県内旅行助成事業、くまもと再発見の旅につきましては、医療を守る行動強化期間終了後の10月15日からの再開を予定しております。

再開後は、感染防止対策を徹底した上で、より多くの方々に御利用いただき、ベストシーズンでございます秋の熊本の魅力を再発見していただくことで、県内観光関連業界の支援につなげてまいります。

また、9月補正予算では、県有施設におけるさらなる感染防止対策の強化や観客の減少に苦しむ県内プロスポーツチームへの支援、そして今後の本県観光の競争力向上につながる観光Ma a Sの実現に向けた取組に要する経費を計上しております。

あわせまして、震災ミュージアム中核拠点整備に要する経費についても計上しており、総額1億9,900万円余の増額計上を行っております。

事業の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

9月補正予算について御説明させていただきます。

防災総務費について、1億4,400万円の増額補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

回廊型震災ミュージアムにおける中核拠点

として、南阿蘇村の旧東海大学阿蘇キャンパスに体験・展示施設を建設する予算を計上しております。今年度着手いたします外溝整備工事費等に要する経費でございます。

震災ミュージアム中核拠点については、昨年度基本設計、今年度実施設計を終了し、整備費が具体化されたことに伴い、9月補正において工事費を計上させていただいております。

次の30ページをお願いいたします。

震災ミュージアム中核拠点の体験・展示施設の建築工事費について、8億2,098万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

建設工事に1年と数か月かかることから、今年度中に入札準備等に着手するため、今回補正をお願いするものでございます。

令和5年度中のオープンを目指して進めてまいります。

観光交流政策課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

観光費でございますけれども、右側の説明欄1、観光客誘致対策費として、2,720万円を計上させていただいております。

(1)のスマート観光交通体系構築推進事業についてですが、当初予算では、ウィズコロナ時代における観光M a a Sの導入に向けて、システム仕様の検討、分析や阿蘇地域の周遊バスの導入などの実証事業を行うこととしておりますが、実証段階においても観光M a a Sの導入イメージを理解いただけるよう、スマホ上で、交通、観光情報を一元的に検索等ができるウェブサイトの構築を行うとともに、最寄り駅やバス停などから観光地までのアクセス、いわゆるラストワンマイルと言いますけれども、この不便さを解消するた

め、国内でも実証事業が進む電動キックボード等の新型モビリティの導入に取り組むものでございます。

(2)のプロスポーツによる地域活性化事業についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい県内プロスポーツチーム、ロアッソ、ヴォルターズ、サラマンダーズに対して、熊本会場を訪れたアウエーチームのサポーターを中心に観光PRを行うなど、新たな観光客、スポーツファンの獲得を行うものでございます。

続きまして、2の観光基本計画促進費として、186万円余を計上させていただいております。

野外コンサート施設運営事業についてですが、野外劇場アスペクタにおける自動検温器、アルコール消毒器、空気清浄機の導入など、新型コロナウイルス感染防止対策強化に要する経費でございます。

以上、9月補正予算といたしまして、合計2,906万円余をお願いしております。

観光企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

9月補正予算について御説明申し上げます。

工鉦業振興費でございますが、右側説明欄の工業振興費として、2,669万円余の増額をお願いしております。

新規事業の産業展示場感染症防止対策事業ですが、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、多くの県民が利用する産業展示場における感染防止対策の徹底を図るための事業でございます。

具体的には、和式トイレの洋式化工事及び自動洗浄ユニットの導入、あるいは展示ホールにあります移動式客席の抗ウイルス処理等

に係る経費でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

報告第21号、熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

別冊のインデックス番号9番、最後になるかと思いますが、一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類をお願いいたします。

資料をめくっていただいて、3ページをお願いいたします。

まず、概要でございますが、当法人は、伝統工芸館の管理運営財団として、昭和57年6月に設立されまして、公益法人制度改革によりまして平成22年に一般財団法人に移行しております。

設立目的でございますが、本県の伝統的工芸品産業の育成と振興並びに伝統工芸品に関する啓発普及を図ることを目的としております。

資料をおめくりいただいて、7ページをお願いいたします。

令和2年度の事業状況でございます。

四角囲みですけれども、令和2年度末の正味財産基本残高は、前年度より約700万円増加しまして、7,700万円余となっております。

令和2年度は、全国的な新型コロナウイルス感染拡大によりまして、休館あるいは職員の一部休業により、前年度と比較しまして来館者数及び売上げともに大幅に減少いたしておりますが、催事中止に伴う経費の減少、持続化給付金等の受給、加えて退職引当金の取崩し等によりまして、約700万円の黒字となっております。

おめくりいただいて、8ページをお願いいたします。

表にまとめておりますが、施設の利用状況ですけれども、展示室、会議室ごとの利用者

数などを掲載しておりますが、令和2年度の施設の利用者は、合計で6万5,587人と、前年対比53%減となっております。

続きまして、2の事業別概要についてですが、13ページまで各種事業の実施状況を記載しております。

伝統工芸館の実施企画展示及び県内工芸品の展示販売など、さまざまな取組を実施しております。

資料、飛びまして、25ページを御覧ください。

ここから令和3年度の事業計画を記載しております。

本年度は、伝統工芸品の魅力を伝える企画展の開催などに加えまして、販路拡大の一層の強化を図るため、記念品や贈答品を中心とした商品カタログの作成及び館長によるトップセールスなどを行うこととしております。

また、ネットショップにおきましても、魅力ある品ぞろえや利便性の向上を図ることとしております。

最後、すみません、31ページを御覧ください。

令和3年度の収支予算書でございます。

令和3年度も引き続き経費節減に努めることとしており、コロナの影響も踏まえまして、収入、支出ともに令和2年度と同程度の額で計上させていただいております。

法人の説明については以上でございます。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 三輪部長が総括説明したところで、ちょっとこの中のほうを確認させてください。補正とはちょっと関係ない部分ですけれども。

例の、去年の豪雨災害のなりわい再建の支援の補助金についてですけれども、9月6日に5回目で74件も追加したということで、これまでに448件の申請に対して累計が308、それ以外は内容的に厳しい、今後、逆にまた審査して上がってくる、こういうちょっと状況を確認させてください。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

なりわい再建補助金の今後についてという御質問でよろしかったでしょうか。

○城下委員 はい。

○増田商工金融課長 現在、特に芦北、人吉を中心に、商工会議所、商工会に窓口を置きまして、相談会も進めながらやっております。その中で、現在上がってきているものが、そこに記載の件数ということになってございます。

まだまだ、やはり公共工事などの今後の見込みでありますとか、人吉地域においてもいろいろと予定されているものがございまして、そういう影響を見ながら今後考えていこうという事業者さんもいらっしゃるようでございます。その辺りの状況の把握を現在進めているところでございまして、被災をされて、なりわい再建補助金なり、国の持続化補助金の豪雨型なり、そういう支援を使われようとされる方をまず把握をして、今後進めていきたいと思っております。

○城下広作委員 コロナでも大変なんですけれども、その前にこの豪雨災害ということで、いずれにしろ伴走型とか、いろいろ支援をして再起してもらわないと、本当に、またその後のほうが逆に再建できなければもっと大きい問題になりますので、これはしっかりと、ある意味では支援の眼を持っていただいて、再建させるという形で支援することが大事かなと思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それと、次いいですか。

○松村秀逸委員長 はい。

○城下広作委員 13ページ、エネルギー政策課の新規事業で地域共生型再エネ導入に向けた基礎調査。

これは、例えば太陽光とか風力とかいろいろするときには、その場所とか、そこが適当であるとかないとか、いろいろ、既存で、今回の大雨で、例えば太陽光とかで斜面崩壊になっているとか、いろいろ後で問題になっているけれども、そういうことをある意味では防ぐためにやるような事前調査ということで捉えていいんですかね。

○上塚エネルギー政策課長 大きく分けて、今回の事業につきましては、先生おっしゃった、まずメガソーラーとか風力発電施設のゾーニングというのを考えております。

これは、ここは進めていいだろうという促進地域、あるいはちょっと調整が必要だなという調整地域、ここはちょっとやらないほうがいいだろうという抑制する地域、そういったのを最終的には決定していこうと思っております。

そのために、いろんな情報を集めまして、地図情報からそういったのをまず設定しまして、次年度以降に、今度は地域に入りまし

て、住民とか地域の方とのコミュニケーションを図りながら、そういったより安全な地域に誘導していこうというのを考えております。

○城下広作委員 現存の場所でも、ここはいいだろうということで決定したところの分が結構問題になって、住民の不安になっているところがあるわけです。だから、これは事前によくですね、調査するときには、その先々のことをよく考えて、ここがいい、悪いという判断をしなきゃいけない。

ただ、ここは、何の規制もかかってないから反対できないんだというところで申請を認めるという部分が、往々にして今まで多かったと思うんですよ。

我々としても、明らかに環境的には、あそこにあるとあまりよろしくないと思うところに、どんと太陽光パネルがべたべた山の斜面にあるというのは、これは全部条件的には合っているんですね、それはもう私も分かっています。だけど、そこはちょっとばかりどうなんだろうかというような場所、それとそこに設置することによって、恐らく大雨とかそういうのになったときの、いわゆる降雨量が、それも一括してさぁっと流してしまう、そうすると山の崩落につながるんじゃないかというような場所もあるように思うんですけども、その辺のことは、今後、ある意味ではこういうエネルギーに対してはしっかり投資しようという国も力を入れるんですけども、場所をよく考えていかないと、やった後に逆に問題になる。これが非常に社会問題になって犠牲者を生むということ。

それとまた、あるところでは、場所とかいいのがあったとしても、開発する段階でそのことをちゃんとやってないということで問題があったりというのもありますので、よくここは慎重に、この調査というのは大事なものだと思っておりますので、ぜひそういう新しい事業

でございまして、効果が出るように取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○上塚エネルギー政策課長 この調査は、あくまでも機械的にこの地域は促進していいとかそういうのを決めるものではなくて、地域と共生するというテーマを掲げておりますので、最終的には地元や地元自治体とか住民とかとよくコミュニケーションを図りながら、県としてはそういった基準を決めて、市町村と一緒に最終的にそういう地域を決定していくという予定でございます。

○城下広作委員 分かりました。じゃあ、よろしく願いしときます。

○鎌田聡委員 関連ですみません、意味合いは分かりましたけれども、これは結局、そういったゾーニングをして、あと開発するのは、開発というか事業を展開するのはどこ…民間が展開できる場所を調べるということなんですかね。

○上塚エネルギー政策課長 最終的には、やはり事業者が進めていかれるので、当然その事業者の方はFIT法だったり必要な林地開発とかの許可だったり、そういったのは、やっぱり当然環境アセスメントとかそういった必要な手続は取っていただいて、必要に応じて国や県の指導も入りながら進めていくという点では変わらないと考えております。

○鎌田聡委員 まあ幾つかというか、あんまり多くはないんですけども、やっぱりこういったメガソーラーとか風力でちょっと問題になっているのが、やはり地域住民との理解、住民説明会もあまり形骸化されたようなやり方とかそういったことで、非常にやっぱり皆さん不安に——いいことだとは思って

す。クリーンエネルギーでいいことだとは思いますが、やっぱり身近でそういった環境への影響や災害への懸念、こういったものが出てまいりますので、そういったものをしっかりと、やっぱり県が事前にそういうことを調べるのであれば、その後の事業者に対してはしっかりと、その辺との住民との意思疎通、こういったものをしっかりと求めていただくようにここはお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○上塚エネルギー政策課長 現在も、FITの関係で事業計画策定ガイドラインというのがありまして、それで十分住民とのコミュニケーションを取るよということにはなっておりますが、まだそれでも十分でないという声は承知しておりますので、この辺りはもう少し強制力のあるような住民への説明を義務づけるとかそういった部分は国へ、関係法令の整備等を国へ、今も要望しておりますが、引き続き要望してまいりたいと思っております。

○鎌田聡委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとすみません、これ何でコロナ対策分になるのか、ちょっとそこの意味合いも教えてください。

○上塚エネルギー政策課長 コロナ対策が大きく2本ありまして、コロナ感染症対策というのと、もう一つがポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実施という柱がありまして、そっちのほうで、脱炭素社会への移行という部分で国からも認められておりますので、その点で上げております。

○鎌田聡委員 分かりました。

○松田三郎委員 関連でいいですか。

○松村秀逸委員長 はい。

○松田三郎委員 今回の答弁、大体分かりましたけれども、冒頭の課長の説明でカーボンニュートラル、恐らくこれ次総理が変わられても同じ方向だと思いますが、かなり高いレベルの国際公約でしょうから、国もいろいろ優遇なり規制緩和しながら再生可能な自然エネルギーを進めようということは、さらに加速化するんだろうと思います。

ただ一方で、先ほど城下、鎌田両委員おっしゃったように、これからもっと顕在化するのであろうこの諸問題ですね、例えば菊池でそういう話があつてるとかというのを聞くと、さっきおっしゃったようにゾーニングをして、来年度以降、まあ誘導とおっしゃいましたよね。例えば、事業者が進出してこようとするときに、地元の市町村といろいろ連携、協議をしながら、これはもちろん当然のことですけれども、最後におっしゃった今の要望か、法改正を含めた要望の中で住民に対する説明会を開く義務化、説明する義務化。その結果を報告したり、その結果に従う云々というところまでは義務化されてないということは、ゾーニングをして、例えば県の意思として、この辺は大体いいですよとか、この辺はちょっとやめてくださいというような意思を明確にしたとしても、事業者からすると、ほかの要因があつて、いやいや、うちはここに進出したいんだ、ここに太陽光を造りたいんだとなると、今のシステムでいくと、一定の林地開発とか、一定の要件を満たせば許可せざるを得ないという状況でしょうから、最後に課長が何らかの強制力を持ってとおっしゃったところで、ちょっとマスコミがいらっしゃるので、先のごことはあれかもしれませんが、強制的に今の法律ときちっと整合する意味で、何かをしなければいけないというお考え

はあるんですかね。

○上塚エネルギー政策課長 条例については、今のところまだどうするかという方向性はまだ決めておりませんが、全国でも都道府県レベルでは4都道府県が何らかの太陽光等に関する条例を設定しております。

市町村レベルになりますと約150ぐらい、全国の1割弱ぐらいかと思いますが、ただ、中身を見ますと、これも許可制であったり届出制であったりと、いろいろな部分がありますので、その地域の实情に応じていろいろ考えられておると思います。

ですので、私どものほうもその辺りの、今回の調査等を含めましてそういう本県の現状、それと他県のそういった条例の効果等を見ながら、少し研究していかないといけないかなと思っているところでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

繰り返しになりますが、さっき言いましたように、恐らく国のほうも再生可能だ、自然エネルギーだと、どんどんどんどん、さらにやっってくださいというような方向を、部署によるかもしれませんが、経済産業等々、環境省等やるだろうと思いますが、一方で、例えば地元を含めて、やっぱりその心配がだんだんだんだん増幅してしまうというようなケースがこれからやっぱり増えてくるんじゃないだろうかというような心配もございしますので、そのときの県の立ち位置として、今からある程度このシミュレーションをしていたいく準備が必要かなと思いますので、今の答弁で結構でございます。意見として申し上げます。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 17ページのコロナ対策分、

時短の要請に対しての協力金に対してなんですが、飲食などを提供している公共施設に入っているお店または喫茶店などですね、そこは基本的に酒類というのを目的として提供してなくて、時短要請の適用外ということで協力は得れてない。ただ、公共施設ということで、グランメッセなど、そういった大規模施設などはまん延防止などの関係で、施設自体を運営しないということで、おのずとそこに入っている喫茶店また飲食店などは、事実上撤退をしなきゃいけない、店を閉めなきゃいけないような状況になっているかと思うんですが、その把握についてちょっと教えてもらえないでしょうか。

○市川商工政策課長 商工政策課です。

今回の飲食店の時短に関しては、まず酒を出すとか出さないとかじゃなくて、飲食の営業許可、酒を出さない喫茶店とかでも対象になります。

その上で、うちのほうで把握しているのは、大体県内8,500店舗ぐらいが対象になるのかなということでやっております。

今言われてたグランメッセとか大きな施設というところは、飲食店の時短に関する協力金というのと、もう一個、別個に大規模施設、1,000平米以上の大規模施設で、まん延防止のときには時短という形で、8時までの時短をかけておりました。そこは、飲食店のそういう提供じゃなくて、そもそも1,000平米以上の施設が使えないので、その協力金という形で出させていただいております。例えば、ショッピングセンターの催物をするとこだったりとか、ホテルの会議をする大きな広場とかゲームセンターとかボーリング場とか映画館とか、そういったところが時短に協力していただければ、飲食店と別個の協力金という形で、協力金のほうをお支払いさせていただきます。

これが、大体100店舗ぐらいがまん防のこ

の前のときに上がってきてるというような状況でございます。

以上です。

○坂梨剛昭委員 分かりました。

実際そういった施設に入っているところで、飲食店などが事実上なかなか営業していく、運営していくのが難しいというところで、撤退しているところとかもあるんでしょうか。

○市川商工政策課長 各店舗の——ちょっとその撤退したりとか進出したりとかいうところは、うちのほうで調べておりません。

○坂梨剛昭委員 分かりました。じゃあ今の質問はもうこれで終わりたいと思います。

もう1問よろしいでしょうか。

○松村秀逸委員長 はい、どうぞ。

○坂梨剛昭委員 31ページ、観光企画課で、観光M a a Sについて、ちょっと詳しく、今一度教えていただけないでしょうか。どのような効果が生まれるのかということも含めて。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

観光M a a Sの導入のイメージをお伝えさせていただきますと思います。

当初予算の中で、観光M a a Sの導入という形で事業を立てさせていただいております。

観光M a a Sそのものは、公共交通機関を使って適切に観光地にアクセスする仕組みをつくっていかうと。これを、できればスマホ一つで検索をし、適切な交通機関も検索をし、ダイヤも検索をしていきながら、最適で最短の交通手段を提案すると、それをスマホ

上で提案するという形になります。

ただ、通常のM a a Sに比べて観光M a a Sという形になっておりますので、地域で楽しめる様々な観光サービス、例えば、乗馬を体験するとかイルカを見る、こういったものも、この交通機関を検索する、御提案をするシステムと連動させて、そちらも一緒に楽しむことができる。ですので、例えば、乗馬を体験したいという形になった場合に、スマホ一つで、いわゆる乗馬の体験の商品も購入ができ、また、そこにアクセスするための交通手段の検索ができ、また交通手段も全てスマホ上で購入ができる、そういう形を取らせていただくことが最終的に——観光産業も非常に人が減っているというところもございますので、より省力で最高のサービスを提供できるような環境を、ポストコロナに向けて構築をしていきたいというふうに思っています。

今年度は、実証事業として、まずは阿蘇地域で導入をしたいというふうに思っております。その阿蘇地域では、例えば、その観光地にアクセスするための新しい周遊バスを導入してみて、この地域にはこういった交通網があると、いわゆる観光客が増えるんじゃないか、こういったものを検証させていただきたいというふうに思っておりますし、また、バス停から降りて観光地に行くまでに、これはラストワンマイルというふうに言われているんですけども、場合によっては、歩いて10分、20分とかかる場合がございます。ですので、このラストワンマイルをできるだけお客様にとって便利なものにするために、今回御提案をさせていただいているのが、いわゆる電動キックボード、自転車程度の約15キロ以下で走れるような、運転免許も要らない——今のところは法的には免許は要るんですけども、警察庁で有識者会議を立ち上げて、いわゆる15キロ以下の電動キックボードについては運転免許が要らないとか、ヘルメットの装着は努力義務とか、こういったものを今検

討を進めております。

国際的に見ますと、ヨーロッパでは特に電動キックボードを使っているところなどにアクセスをする、それが免許を要らずにアクセスするという状況になっておりますので、もう国内でもそういった実証事業がかなり進んでおります。

こういったものもしっかりと導入をして、非常に阿蘇地域広大でございますので、アクセスをしっかりと便利にして、そしてラストワンマイルという問題も何とか解消できないかというのを、ここ数年をかけて整理をしていきたいというふうに思っております。

○坂梨剛昭委員 ぜひですね、もう全国でも熊本が第1番目に、Ma a Sを先駆けてやっているという具合に進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 10ページですね、商工振興金融課にちょっとお尋ねします。

商工会青年部連合会の全国大会に補助をということで650万計上されていますけれども、毎年どこかでやられている大会が今度熊本でということで、本当に熊本でやっていただくのはありがたいんですけども、これは商工会青年部だけでなく、いろんな団体が全国大会とかを熊本でやられるときにも、いろんな助成あるのかどうなのかということも、ちょっと何か基準的なやつをやっておかないと、ここだけじゃなくていろんなところに対しての助成あたりが必要になってくる可能性もありますので、今回このように助成を出すこと、補助を出すことが、どういう目的でどういう効果があって出されるのかということと、あとは、全体規模ですね、どのくらいの規模の大会をされるのかと分かっていたらそ

の辺教えていただきたいと思います。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

県庁全体の話は、なかなか私も把握をしておらないところなんですけれども、本大会につきましては、平成16年に熊本県で開催を一度されておりまして、その際も補助のほうはさせていただいております。

それから今年度の、例えば、今回は商工会の青年部なんですけれども、例えば商工会の女性部の大会でありますとか、あと商工会議所の青年部の大会というのが他の県で行われておりまして、そこは開催県が助成をしているというところでございます。

それで、基本的には全国大会の補助となりますと、通常は各団体の負担で行うべきところがあるかとは思いますが、最終的には、その団体の性格でありますとか、そういう過去の例や他県の状況を踏まえて総合的にも判断するということになるかと思っております。

そして、今回の商工会につきましては、地域の商工業の経営の改善、発達を図るという、商工法という法に基づきまして設置されている団体でございますし、ある程度の公益性のある団体であると考えております。

また、今申し上げましたとおり、過去の本県の対応、それからここ数年を見ましても開催県は補助をしておりますので、その辺り総合的に考えて、補助をするのは適当ではないかと考えたところでございます。

それから規模のお話がありました。

今回、コロナの状況がどうなるのかというところはあるんですけども、大体全国から3,000人程度の方が熊本にお見えになるような大会の規模、例年3,000から3,500とか、他県の会場ですとか、そういうキャパの問題とかもあるかもしれませんが、一応今回の大会は、3,000人規模で行うというところで聞いて

ております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 ちょっと、ある程度補助を出すというところの目的とか、その効果あたりがしっかりしてないと、いろんなところが全国大会やっていますので、いろいろとまた要望も来ますから、今おっしゃったことは理解できましたし、その他県の状況も踏まえて、この額自体も特別な金額じゃないだろうというふうに理解いたします。

ただ、時期が時期だけに、この12月に3,000人の方が来られることは本当にありがたいことですが、コロナの関係も含めて、これコロナ対策分ということでもございますから、そういった感染予防をしっかりやっぱりやっていただかないと、県がこれだけ補助する事業をやって大変なことになったということにならないような、その辺はしっかりと伝えていただきたいと思います、それはよろしいでしょうか。

○増田商工振興金融課長 本大会は、一応3,000人規模で、全国から通常だとお集まりをいただくという形で考えておられます。

一応、団体のほうでは10月に全国の事務局で、最終的にどういう開催方法をやるのか、つまりリモートを一部入れてやるのか、あとそういう規模を縮小してやるのかとか、最終的には10月にもう一度議論されるというふうに聞いておりますので、その辺りは、感染予防対策については、団体のほうにも再度お話ししたいと思っております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 その辺はやっぱり細心の注意を払っていただいて、感染状況次第では、やるやらないを含めてやっぱり判断も非常に必要な場合もあるかと思っておりますので、ぜひその辺もお願いしたいと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにございませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

11時53分休憩

11時57分開議

○松村秀逸委員長 それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第3号及び第4号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

最後に、その他に入りますが、本日は3密を防ぐため、出席職員を限定しておりますので、その場で回答できない場合は、後日書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いしま

す。

それでは、委員の先生方から何かその他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたします。

最後に、要望書が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第7回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長